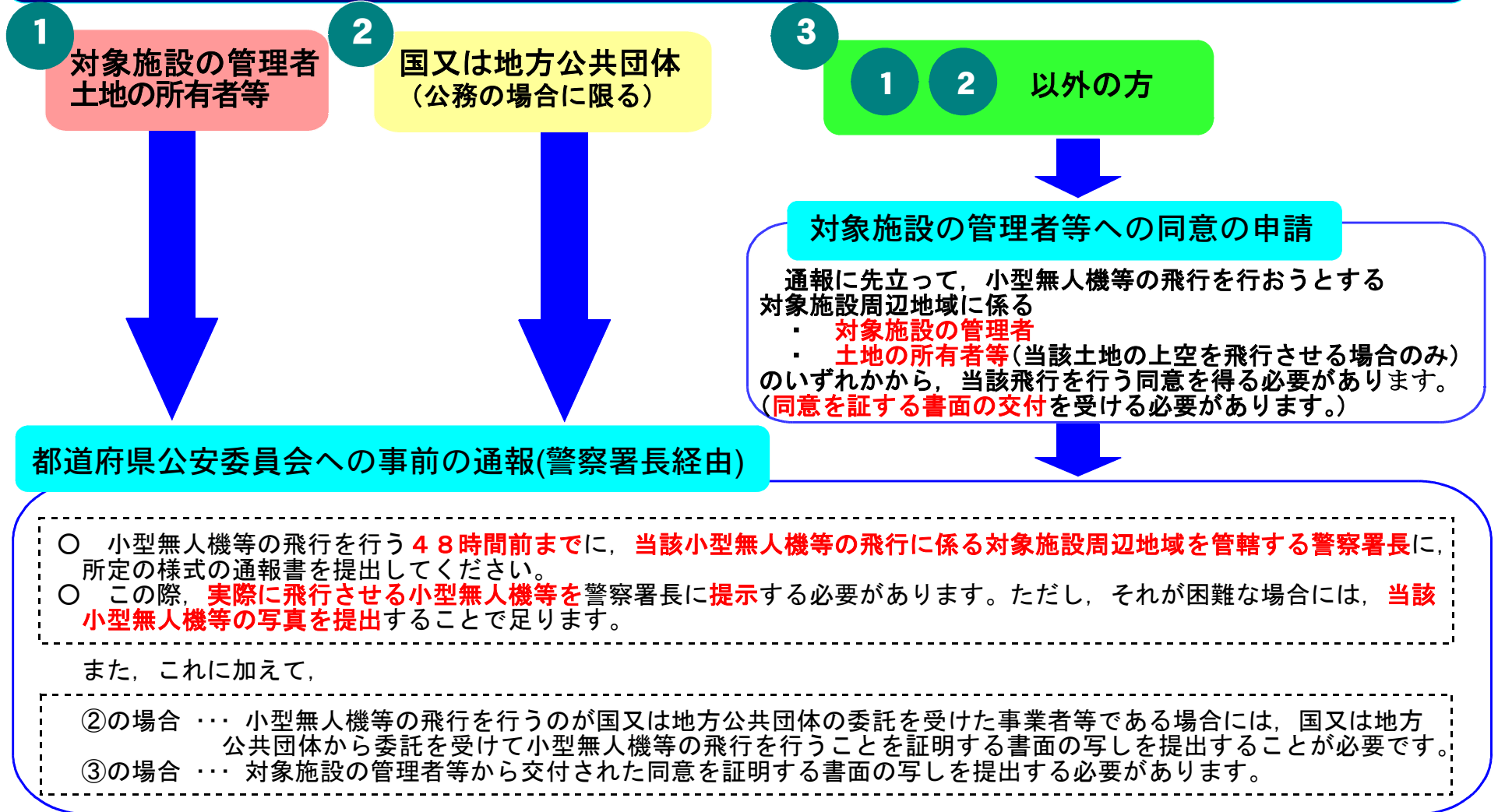


# 対象施設周辺地域において小型無人機等の飛行を行う場合の手続



※ **災害その他緊急やむを得ない場合**に限っては、小型無人機等の飛行を行う直前までに、警察署長に**口頭で通報**することで足りることとしています。ただし、その場合であっても、「**①②以外の方**」については、**対象施設の管理者等から当該飛行に係る同意を通報に先立って得る必要がある**ことに注意してください。

なお、対象施設周辺地域が海域を含むものである場合には、都道府県公安委員会のほかに管区海上保安本部長への通報が必要となります。